

都島区高齢者地域包括ケアシステム推進会議コアメンバー会議運営要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、都島区高齢者地域包括ケアシステム推進会議開催要綱第 4 条の規定により設置する都島区高齢者地域包括ケアシステム推進会議コアメンバー会議（以下、「コアメンバー会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第 2 条 コアメンバー会議の所掌事務は、次のとおりとする。

（1）都島区高齢者地域包括ケアシステム推進会議開催要綱第 2 条に定めた事項の調整に関すること。

（2）都島区高齢者地域包括ケアシステム推進会議（以下、「みやこねっと」という。）における検討内容の円滑な推進のための包括的支援事業の現状共有に関すること。

（組織）

第 3 条 コアメンバー会議は、別表に掲げる包括的支援事業の関係者等で組織する。
また、必要に応じて適切な助言者等の参加を求めることができる。

（運営）

第 4 条 コアメンバー会議の会議は、都島区保健福祉センター保健福祉課（福祉）が前条第 1 項に定める者を招集して行う。

（報告と提案）

第 5 条 コアメンバー会議委員は、所属する包括的支援事業である「在宅医療・介護連携推進事業」、「生活支援体制整備事業」、「認知症総合支援事業」、「地域ケア会議推進事業」の取組及び課題を、みやこねっとに報告し現状共有を図る。

2 コアメンバー会議は、第 2 条第 1 項により調整した事項を、みやこねっとに提案し検討を依頼する。

（庶務）

第 6 条 コアメンバー会議の庶務は、輪番で行う。

附則

この要綱は、令和 3 年 10 月 20 日から施行する。

別表

都島区在宅医療・介護連携推進協議会事務局

都島区在宅医療・介護連携相談支援室

都島区生活支援体制整備事業事務局

都島区認知症高齢者支援ネットワーク連絡会

都島区地域包括支援センター

都島区北部地域包括支援センター

都島区地域ケア推進会議事務局